

Title	〔商法九八〕法人格否認の法理と会社の実質的同一性(福岡高裁昭和四三年一〇月一六日判決)
Sub Title	
Author	安井, 威興(Yasui, Takeoki) 阪埜, 光男(Banno, Mitsuo) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1970
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.43, No.12 (1970. 12) ,p.49- 56
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19701215-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 九八〕 法人格否認の法理と会社の実質的同一次性

〔福岡高裁昭和四三年一〇月一六日判決
昭和四二年(ホ)六五一号売掛代金請求控訴事件
下級民集一九卷九・一〇号六〇七頁〕

【判示事項】

信義則上旧会社と新会社とが別人格を有することを主張できないとした事例

【参照条文】 民法第一条

【事実】

訴外A会社は小売商であつて、卸売商であるX会社(原告・被控訴人)と昭和三六年八月一〇日から昭和三九年三月三日までの間に、毎月末日払の約束で合計一五二万六、九三四円の取引を行なつていたが、昭和三九年四月二五日商号を変更し(同年同月二七日変更登記)、更に昭和四〇年五月二〇日社員総会の決議により解散し(同年六月一日解散登記)、現在清算中の有限会社である。

Y会社(被告・控訴人)は昭和三九年五月二二日A会社の旧商号を有する有限会社として設立されている(同日設立登記)が、A会社と同一本店で同一営業を行ない、A会社の従業員をそのまま引き継ぎ

雇傭している。A会社はa b cの兄弟を社員とする資本金七二万円の有限会社であるところ、Y会社はa bほか二名を社員とする資本金八〇万円の有限会社であつて、しかもY会社の取締役はa bであつて、aが代表取締役就任しており、a bの出資金は五〇万円である。A会社の商号を変更し、Y会社を設立し登記したのは、A会社が経営不振となつたので、営業を継続するため従前の得意先を確保し従前の商号を維持する必要があつたことが認定されている。

A会社の清算人は社員総会の決議により、経理を担当していた税理士が就任しているが、同人は有限会社法に準用される債権者への債権届出の催告もせず、またY会社の設立を知らず、A会社の伝票帳簿類がずさんなためとA会社代表者らの協力が得られないため、解散後二年を経過しても、清算事務はほとんど進行していない状態である。たとえば、A会社の車輛にしてY会社で使用しているものがあるがその使用関係は不明であり、A会社営業所の賃料等明確で

なく、他面、A会社の売掛債権が数一〇万円ある筈であるが、このうちY会社ないしaにおいて取立てているが、同清算人はこれがどう保管されているか全然知らされず、これを探知しえない、またA会社解散当時の棚卸商品があるとされていたにもかかわらず、同清算人は右の商品を見たこともなく、したがってこれを確認して清算することもできないのである。

X会社はA会社が右のような状態にあるため、A会社に対する売掛代金を徴収することができず、Y会社にこれの支払を求めたが拒否されたので、本訴を提起したものと推測される。

第一審では、X会社の主張を認めX会社を勝訴させたので、Y会社はA会社とは別個の会社であると主張して控訴に及んだ。これが本件である。

これに対し、被控訴人X会社は、Y会社は右取引の当時者たるA会社と同一会社であると抗弁した。

【判旨】 控訴棄却。

叙上認定の事実よりすると、旧会社(A会社)の商号変更登記にきびすを接して新会社(Y会社)が設立され、新旧両会社の本店所在地、代表取締役、営業目的、従業員は全く同一であり、その役員もほとんど共通で、旧会社の清算事務は進行せず、しかも新会社は旧会社の営業財産をそのまま流用していることが推認されるから、旧会社の商号変更、解散、新会社の設立は、旧会社の債務を免れるため、いわゆる個人会社であることに乗じとられた会社制度の濫用と、かかる場合には、信義則上、新会社は旧会社と別

人格であることを主張できず、その結果、旧会社と同一の責任を負担するものと解するのが相当である。

【評釈】 結論に賛成。

一、判旨は、信義則上、新会社は旧会社と別人格であることを主張できないとの表現をもつてX会社の主張を認めたものであるが、Y会社を全面的に否定したわけではなく、いわゆる個人会社であることに乗じてとられた会社制度の濫用として、本件についてののみ会社なるヴェールを剝奪し、Y会社の背後の実体たる社团はA会社のそれと同一であるとするのであるから、これはいわゆる法人格否認の法理(Disregard of corporate fiction)の適用にほかならない。

法人格否認の法理は、法の擬制は公共の便益のためかつ正義の目的に役立つためにのみ認められるものであるから、会社制度にあつても、それが適法な仕方にかつ法秩序の定める範囲内で利用される限りにおいて認められるべきであつて、もし会社なる法形態がこの範囲を逸脱して利用されるならば、その法形態を排除して背後にある実体をとらえ、法人格あるところに法人格なきと同様の取扱をなすべきとするものであつて、その法人としての存在を認めながら、特定の事案につき会社なるヴェールを剝奪してその背後にある実体をとらえ、これに即した法律上の取扱をなさんとする、すぐれて実践的な法理である(大隅「会社の法形態の濫用」会社法の諸問題(増補版一二頁)。「連井」会社の独立性の限界(四)「政経論叢八巻三九七頁」)。

この法理はとくに戦後紹介され、学説において有力に主張されてきたが、判例において正面から適用した例はごく僅かであつたけれども(熊本地八代支判昭和三五・一・三〇下民集一一巻一四四頁)、本件以後におい

であるが、最高裁は正面から適用し、わが法体系の下においても妥当なものであることを認めた。昭和四四年二月二七日最高裁判所第一小法廷判決(最高裁民集二三(巻二)五二一頁)は、「社団法人において、法人格がまつた形の形骸にすぎない場合またはそれが法律の適用を回避するために濫用される場合には、その法人格を否認することができる。株式会社の実質がまつたく個人企業と認められる場合には、これと取引をした相手方は会社名義でされた取引についても、これを背後にある実体たる個人の行為と認めて、その責任を追求することができ、また個人名義でされた取引についても、商法五〇四条によらな

いで、直ちにこれを会社の行為と認めることができる。」としている。法人格否認の法理は、法理として明確に意識されていると否とを問わず、今日既に多くの国の会社制度の下において必要に応じて採用されている共通の考え方であり、わが国においても、親会社の子会社利用による法規定の潜脱は、これを脱法行為としてゆるされないとするのが通説の見解であり、これは親子会社を一体的に取扱うものとして共通の考え方に基づくものにはかならない(大隅、前掲会社学教室八号(別冊ジュリスト)一六〇頁)。法の解釈ないし適用は、単に形式のみに着眼して行なわれるべきではなく、その実体において法の正義、衡平、秩序の実現として行なわれるべきであるから、この意味において、この法理を法解釈上の技術として採用することは承認されるべきであらう。しかしながら、アメリカにおいて判例法として形成されたこの法理が法体系を異にするわが国において、どのような場合に適用されるべきかは慎重に検討されなければならない。

この法理が基本的な考え方において承認されるとしても、実体法上の明文規定にその根拠を求めることは出来ず、一步譲つて民法一条三項の類推解釈として認められるとしても(大隅、前掲会社法の諸問題(増補)上巻三七頁、蓮井「法人格否認の法」、一般条項としての存在にほかならない。また、該当法規の解釈の範囲内で実質的關係を考慮して共通の考え方を採つた場合までも、この法理適用の効果とみる必要はないと思われる(奥山「いわゆる法人格否認の法理と実」)。更に、適用上の問題として、たとえば甲会社の法人格を否認し乙会社に甲会社の丙に対する債務の履行を求めることが、乙会社の善意の利害関係人に損害を与える場合などには、その利害の調整につき困難な問題が惹起される場合も予想される(大隅「法人格否認の法理」会社法の諸問題(増補)一七頁、蓮井・前掲法学教室八号一六一頁)。この法理は一般条項的なものであるだけに、わが国の法体系と調和的に定着するためには、實際例における具体的研究に待つほかはなく、まだ多くの判例の集積を要すると思われる。

二、法人格否認の法理適用が認められる場合として、最高裁判決は、(1) 法人格が法律の適用を回避するために濫用されることの場合、(2) 法人が全く形骸にすぎない場合をあげているが、このほか学説上、(3) 基本的意義を有する社団的法規であつて、間接的にもその法規の目的が侵害されることのゆるされないものの適用に関する場合、(4) 当事者が法律上ではなくして事実上別人であることを前提とする法規の解釈が問題である場合において、同一人が会社の形態にかくれて、法律上別個の当事者として関与している場合があげられ、(1)の場合には、この法理の濫用を防ぎ法的安定性を確保す

るため、広い意味における不法の目的で会社なる法形態を利用し、とうとする当事者の主観的意図が重要な要件となり、これに反し、他の場合においては実質的同一性を要件とすればたりると主張されている(大岡、「会社の法人格否認と最近の判例」、『会社法の諸問題』(増補版)四二五頁以下、加美、「会社法人格の限界と否認」、『民法二四号一六三頁以下、東井・前掲政経論叢八巻八号一六一頁)もつとも、このような指標はアメリカの判例から導き出されたものであつて、わが国においても概ね妥当するものと思われるが、直ちに正当なものでどうかは別問題であり、厳密に区別されたものではなく、単なる類型を示したにすぎないのであるから、右の指標にのみ限定されると解すべきではない。また、この法理適用要件として、(1)の場合には、実質的同一性のみではたりず、当事者の主観的な濫用の意図を要し、他の場合には実質的同一性のみでたりとするけれども、実質的同一性が主観的意図を推認せしめるものであり(東井・前掲法学教、)当事者に主観的意図のないことが客観的事実において反証された場合には実質的同一性が否定されるものとするならば、結局、具体的な事件において、法人格否認の対象となる法人とその背後の実体として認識される存在が実質的どの程度まで一体性を有している場合に適用されるべきかの問題に帰着するのであつて、個別の事件においてそれぞれ検討されるほかないものである。

本件は、A会社の商号変更登記にきびずを接してY会社が設立され、Y・A両会社の本店所在地、代表取締役、営業目的、従業員が全く同一で、役員もほとんど共通しており、Y会社がA会社の営業財産をそのまま流用し、A会社の清算事務は全く進行していない場

合であるから、A会社の商号変更、解散、Y会社の設立は、A会社の債務を免れるための偽装行為であるとの疑を免れず、法人格否認の法理を適用し、法人格あるところに法人格なきと同様の取扱いをなすことも可能な事例であると思われる。しかし、A会社が経営不振となり、そのままでは倒産するおそれがある場合に、A会社を解散し、新たな資金をもつてY会社を設立することもゆるされるのであるから、本店所在地、代表取締役、営業目的等が同一であることをもつて当然にY会社はA会社の債務を負担するいわれはない。法人格否認の法理適用の場面において、A会社財産の範囲内で履行されるべき取引上の金銭債務の履行をY会社に要求することが認められるとすれば、Y・A両会社の背後の実体たる社団が人的構成、営業目的、本店所在地において同一であるのみならず、財産的構成においても連続性を有する場合でなければならぬ。なぜなら、A会社社員の有限責任を否認し、各社員の連帯責任を求めるならばともかく、一応有限責任を認めるとすればA会社債務はA会社財産において支払われるべきであり、Y会社は当然にはA会社債務を負担する義務はないからである。有限責任を基調とする複数の会社において、特に取引上の金銭債務の履行が、法人格を異にするにもかかわらず、その実体たる社団が同一であることにおいて要求される場合には、社団が同一であるかどうかの判断は、人的構成、名称、目的、所在などを基準とするのみではなく、社団財産の連続性を基準としてなされなければならない。もつとも、このような事件においては事実はいわめてあいまいであり、形式的な法の適用によるのみ

では適切な解決をはかることが困難な場合も多いのであつて、形式的にいかなる法律行為が行なわれ、いかなる法形態がとられているかということよりも、その事実が実質的にどのような法的評価を受けるべきかの観点より判断されなければならないのであり、實際上多くの困難を伴うことは否定できない。しかし、Y会社がA会社の営業財産をそのまま流用していることは、Y・A両会社の財産的連続性の有力なる証拠ではあるけれども、営業財産の流用が常に社団財産の連続性を意味するとはいえず、Y会社財産が独自の構成をなしている場合までも、財産的同一性ありと推認することはできないものとするれば、Y会社が新たな資金をもつて設立されている場合まで、営業財産の流用を理由として財産的連続性を推認することは無理ではなからうか。Y会社財産がA会社財産と連続性を有するかどうかの判断は、Y会社の設立行為が全くの偽装行為で、Y会社財産は事実上A会社財産を基盤とするものかどうか、少なくともY会社はA会社財産なくしては存立しえないものであるかどうかの観点よりなされなければならない。Y会社が少なくともA会社財産なくしては存立しえないものであれば、Y会社はA会社と財産的連続性を有するものとして、X会社との関係では法人格の異別を主張できず、Y会社はA会社債務を負担する義務ありとするのは正当である。しかるに、本件においては、財産的連続性を判断する基準として営業財産の流用を指摘するのみであり、Y会社の資本金八〇万円の貯産的裏づけについてはなんらの事実認定もなされていないので、いずれとも判断することは出来ないのである。有限会社の設立

手続は株式会社と比べ簡便であり、資本充実の原則は、社員、取締役の填補責任により維持されており、株式会社におけるような厳重な規制が設けられていないこともあつて、現実に出資の払込がなされたかどうか外部者が判断することは困難であるが、Y会社がA会社財産とは別個の財産によつて運営されていることが立証されるならば、Y会社はA会社と実質的に同一であることは出来ないのではあるまいか。したがつて、本件における認定事實は、法人格否認の法理適用要件を完全に充足したものとはいえず、法人格あるところに法人格なきと同様の取扱いをなしたことは適切とはいえない。要するに、取引上の金銭債務が会社の背後の実体たる社団の同一性において、法人格の異別を無視し、その履行が要求される場合における新旧両社団の同一性の判断は、人的構成、名称、目的、所在地などを基準とするのみではなく、特に社団財産の連続性を基準とすることを要し、営業財産の流用を推認するのみでは社団財産が連続しているとはいえず、少なくとも旧社団財産が事実上新社団財産の主要な部分を構成していることを推認せしめうる事実を要すると考へるのである。なお、本件において法人格否認の法理を適用する場合にはY会社の善意の利害関係人についても考慮されなければならない。

三、法人格否認の法理適用によりY会社にA会社債務を負担せしめることが出来ないとしても、Y会社ないしはaのA会社財産の流用は不法行為としてゆるされないと考へられるところであつて、A会社はY会社ならびにaに対し、損害賠償請求権を有すると考へられるから、X

会社においても、債権者代位権を行使し、債務者たるA会社の責任財産の保全をはかることも可能であり、法形式的にみれば、このような方法による解決がもつとも妥当なものといえるであろう。しかし、前述したように、本件の如き場合には、その事實は実質的にどのような法的評価を受けるべきかの観点より判断されることを要するのである。認定事實より判断するに、たとえY・A両会社の実質的同一性が否定されたとしても、Y会社の発足はA会社の商号を継受することにより、A会社の得意先を確保し、A会社の営業を継続することを意図するものであり、Y・A両会社の本店所在地、代表取締役、営業目的、従業員が同一であり、その役員もほぼ共通している事実、しかもA会社の営業財産をそのまま流用している事實は、Y会社がA会社の営業財産の事実上の譲受人であり、商号の統用者であると認定するにたる事実であるといえる。従来判例にもこれとほぼ同一の事実によつて、営業譲渡があつたものと推定し、商法二六条により、商号の統用者としての責任を認められたものがある（東京地判昭和三四・九・一六下民集一〇巻九号一九四四頁、大阪地判昭和四〇・一・二五下民集一六巻一六号一八四頁、神戸地判昭和四一・八・二五判例時報四七二号六二頁、但し、東京地判昭和四三・三・二二週刊金融・商事判例一六号一七頁は「現営業者（会社）は、前営業者（会社）の倒産直後に設立され、商号、店舗、設備、従業員等すべて前営業者のものを使用して同種の営業を行ない、前営業者の役員と現営業者の役員が一部共通であるなどの事実があつても、前営業者と現営業者との間に営業譲渡があつたと認めることはできない」としている。人的構成）。本件においては、Y会社を発足せしめるため、A会社の商号変更が行なわれており、Y会社設立後任務を終えたA会社が解散している事實は、商号が定款の絶対的 necessary 事項であつて、その変更のためには有限会社法四八条の特別決議によることを要し、しかも同四〇条は営業の譲渡は同一の特別決

議を要する旨を定めることから、A会社の商号変更決議がY会社に営業を譲渡する決議を含むものであるとの評価を可能にし、A会社の解散、A会社の営業財産の流用はこれを裏つけるものであるといえる。たとえ、商号変更決議が営業譲渡決議を含まないとしても、商法二六条一項は、営業譲渡をめぐる法律関係のうちいわば対外的な面を規定しているわけであるから、二つの会社の間で営業譲渡がなされたか否か、また営業譲渡がなされた場合には、債務の引受があつたか否かを見きわめることの困難から、営業譲渡人の債権者を保護しようとするれば、そこにいわゆる営業譲渡は事実上の営業譲渡をも含むものと解すべきであり、譲受人は営業譲渡に関して要求される内部手続の欠缺を理由として義務を免れることは出来ないことと解する（高島「営業譲渡が無効な場合と商法二六条」から、Y会社は会社債務を負担する義務を免れないものといえよう。実質上商号を統用する営業の譲受人でありながら、プラスの面のみを享受し、マイナス面を放置することはゆるされるべきではない。

四、法人格否認の法理の適用は、厳格なる要件の下になされることを要し、本件の如き場合にあつては、特に社団財産の連続性を認定する必要がある、そこにはじめて会社の背後の実体たる社団が実質的に同一であるといえるのではなからうか。本件においては、法人格否認の法理を適用するまでもなく、商号を統用する営業の譲受人として、Y会社の責任を追求することができるのであり、むしろ、その方が適切ではなかつたかと考えるのである。

本判決は、一審の佐賀地方裁判所の判決（昭和四二年九月一八日言渡）の判旨をほとんどそのまま援用している。本判決は、本件の場合、信義則上、新会社は旧会社と別人格であることを主張できないと判示しており、真正面から法人格否認の法理を適用していないが、その真意は、新旧両会社の背後にある実体の同一性に着眼して、旧会社の債務につき新会社の責任を肯定するにあつたものとみてよく、法人格否認の法理を意識しての判決であると考えて良いだろう。

いわゆる法人格否認の法理は、特定の法律関係についてはあるが、法人格あるところに法人格なきと同様の法律的取扱をなすことを認めるものであり、実定法上の明確な根拠を欠く法理であるから、安易に適用されてはならず、法人格に関する一般原則を貫いても、既存の法理によつて妥当な解決が得られる場合には、たとえ個人と会社または会社と会社とが実質的に同一であることが認められる場合でも法人格否認の法理を適用して解決すべきではない。したがつて商法五〇四条の適用によつて妥当な解決を得られた筈の事案であるにもかかわらず、法人格否認の法理を適用した昭和四四年二月二七日の最高裁判所第一小法廷判決（判時五五一）は判決として安易すぎるうらみがあり（同旨神崎判例タイムズ三三八号九三頁上右判批、大山・週刊格否認の法理と実際（実務）金融・商事判例一六五号四頁左判批、奥山、いわゆる法人格否認の法理と実際（実務）民事訴訟講座五卷一八九頁）、本判決にもこれと同様の傾向がみられる。

すなわち、本件においては、旧会社の商号変更登記にきびすを接して新会社が設立され、新旧両会社の本店所在地、代表取締役、営業目的、従業員は全く同一であり、その役員もほとんど共通で、旧

会社の清算事務は進行せず、新会社は旧会社の営業財産をそのまま流用していたようであるから、このような事実よりすれば、法人格に関する一般原則にしたがつて、新旧両会社を別個の人格者とみても、上記安井評釈の述べるところ、両会社の間になくとも事実上の営業譲渡があつたと推認することが可能であり、しかも新会社の商号は旧会社の商号変更登記前の商号と同一であるというのであるから、新会社は商法二六条により旧会社の債務について弁済の責任を負うことになる（ちなみに、東京地判昭和三四・九・一六下級民集一

〇巻九号一九四四頁は、新会社が解散した旧会社と商号、営業目的、営業場所、取締役、得意先を同じくし、旧会社の従業員の一部を再雇傭していた事案について、新会社に商法二六条に基づく責任を認めている。もつとも前記東京地方裁判所の判決の事案においては、原告の主張が営業の譲受と商号の統用による新会社の商法二六条に基づく責任の追及にあつたのに対し、本事案においては、原告は旧会社と新会社とが実質的に同一であることのみを主張して新会社の責任を追及しているにすぎず、商法二六条に関しては、何らの主張・立証もしていないので、裁判所が新会社に商法二六条の責任を肯定するためには、積明権を行使し、原告にその立証を促すべきであつたと思われるが、このことなくして、たやすく法人格否認の法理を意識して信義則という一般条項を適用した本判決の態度は、商法二六条の適用という既存の法理によつて妥当な解決を得ることができると否かについて十分な検討もせず、旧会社と新会社とが実質的に同一であることを認めることによつて端的に新会社の弁済責任を肯定したという軽率

のそしりを免れないものと思われる。

(阪 莖 光 男)

〔刑法 二一〇〕 土地所有者の氏名を冒用して起訴前の和解の申立をし内容虚偽の和解調書を作成させた場合と詐欺罪の成否

私文書偽造同行使公正証書原本不実
記載同行使詐欺被告事件
最高裁昭和四二年(志)七八六号
昭和四二・二・二二第一小法廷決定
一審却 刑集二一巻一〇号一四五三頁
東京地裁 二審 東京高裁

【参照条文】 刑法二四六条一項、一五七条一項

【事実】 被告人XはYら四名と共に謀して、都内の宅地四一八坪余の土地の所有者であるHの氏名を冒用して簡易裁判所に対し、Hが被告人Xに宅地を売り渡したので直ちにその所有権移転登記をする旨の内容虚偽の即決和解の申立をし、その旨の和解成立を装い、同裁判所の裁判官を欺きこれに関する同裁判所の和解調書により右宅地の所有権移転登記手続をして右宅地を騙取しようと、被告人Yを前記所有者Hになりすませ昭和三七年六月月中弁護士Kの面前でHになりすました被告人Yと被告人Xとが右宅地に関する取引上の口論をし、弁護士Kをして被告人Yであると信じさせ、昭和三七年六月下旬頃右弁護士Kを訴訟代理人とするH名義の訴訟委任状および日下部簡易裁判所を管轄裁判所とする管轄合意書を偽造し、同年

六月二五日弁護士Kと被告人Xが右簡易裁判所に出頭し、右弁護士Kを介して同裁判所裁判官Bに対し、申立人H相手方X間において「申立人は、相手方に売り渡した右宅地の代金中六〇〇万円の受領を認め、直ちにその所有権移転登記手続をする、相手方は昭和三七年七月七日限り残金八三〇万円を申立人代理人に持参して支払う」等の和解を申し立てる旨の即決和解申立書を提出し、裁判官B前で和解が調つたように装い誤信させ、右申立書の内容の同裁判所の和解調書を作成させ、同月三日東京法務局渋谷出張所に右和解調書の正本を添付してHから被告人Xへの所有権移転登記手続申請書を提出し、登記官吏をしてその旨登記をさせ、もつて右宅地を取得してこれを騙取したというものである。

第一審及び原審は右事実中宅地については日下部簡易裁判所裁判